

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	町田市 障害福祉事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

町田市は障害福祉事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

町田市長

公表日

令和7年4月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	障害福祉事務
②事務の概要	町田市は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」、「児童福祉法」、「身体障害者福祉法」、「特別児童扶養手当等の支給に関する法律」、「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（以下「公金受取口座登録法」という。）」及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に基づき以下の事務で特定個人情報を取り扱う。
③システムの名称	・福祉総合システム ・中間サーバー ・宛名システム兼連携システム
2. 特定個人情報ファイル名	
障害福祉ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項（利用範囲）及び別表の8、11、12、34、46、47、84、98、101項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第8条、11条、12条、25条、37条、38条、60条、71条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 10px;">[実施する]</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 </div> </div>
②法令上の根拠	<p>番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）に基づく主務省令第2条の表</p> <p>1 情報提供の根拠 (1)番号法に基づく主務省令第2条の表 第3欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第4欄（特定個人情報）に障害福祉事務関係情報が含まれる項（8、16、20、26、53、56の2、57、85、87、108、116の項） (2)番号法別表第2の主務省令で定める事務および情報を定める命令 第12条、19条、30条、31条、44条、59条の3</p> <p>2 情報照会の根拠 (1)番号法に基づく主務省令第2条の表 第1欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、事務の内容に障害福祉事務関係情報が含まれる項（10、11、12、16、20、53、108、109、110の項） 第1欄（情報照会者）が「都道府県知事」の項のうち、事務の内容に障害福祉事務関係情報が含まれる項（66、67、68、69、120の項） 第1欄（情報照会者）が「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条に規定する特定公的給付の支給を実施する行政機関の長等」の項のうち、事務の内容に特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報が含まれる項（121の項） (2)番号法別表第2の主務省令で定める事務および情報を定める命令 第9条、10条、10条の2、12条、14条、27条、37条、38条、55条、55条の2 (3)公金受取口座登録法 第2条第2項</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	地域福祉部障がい福祉課、子ども生活部子ども発達支援課
②所属長の役職名	地域福祉部障がい福祉課長、子ども生活部子ども発達支援課長
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求		
請求先	郵便番号194-8520 東京都町田市森野2-2-22 担当課:総務部 法務課 電話:042-724-8407 FAX:050-3085-3142	
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ		
連絡先	郵便番号194-8520 東京都町田市森野2-2-22 担当課:地域福祉部 障がい福祉課 電話:042-724-2136、042-724-2148、042-724-3089 FAX:050-3101-1653	194-0021 東京都町田市中町2-13-14 子ども生活部子ども発達支援課 042-726-6570 042-726-0454
9. 規則第9条第2項の適用		
	[]適用した	
適用した理由		

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和1年11月21日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和1年11月21日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	町田市情報セキュリティ対策基準に基づき、特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに、人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。	

9. 監査	
実施の有無	[<input type="checkbox"/>] 自己点検 [<input type="checkbox"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている] <ul style="list-style-type: none"> <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <ul style="list-style-type: none"> <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である] <ul style="list-style-type: none"> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	町田市情報セキュリティ対策基準に基づき、特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスにおける全ての局面ごとに、リスクの対策を講じている。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年1月25日	I 関連情報 1.特定個人情報 ファイルを取り扱う事務 ③シ ステムの名称	・福祉システム ・中間サーバー ・宛名システム兼連携システム ・地域生活支援事業管理システム(表計算ソフト)	・福祉システム ・中間サーバー ・宛名システム兼連携システム	事後	
平成29年1月25日	I 関連情報 3.個人番号の利 用 法令上の根拠	番号法第9条第1号(利用範囲)及び別表第1の 8、11、12、34、46、47、84、98項	番号法第9条第1号(利用範囲)及び別表第1の 8、11、12、34、46、47、84、98項 番号法別表第1の主務省令で定める事務を定 める命令第8条、11条、12条、25条、37条、38 条、60条、71条	事後	
平成29年1月25日	I 関連情報 4.情報提供ネット ワークシステムによる情報連 携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の 制限)及び別表第2 ・別表第2における情報提供の根拠 第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、 第4欄(特定個人情報)に障害福祉事務関係情 報が含まれる項 (16、26、56の2、57、87、116の項) ・別表第2における情報照会の根拠 第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、 事務の内容に障害福祉事務関係情報が含まれ る項 (10、11、12、16、20、53、108、109、110の項) 第1欄(情報照会者)が「都道府県知事」の項の うち、事務の内容に障害福祉事務関係情報が 含まれる項 (66、67、68、69、120の項)	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の 制限)及び別表第2 1 情報提供の根拠 (1)番号法別表第2 第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、 第4欄(特定個人情報)に障害福祉事務関係情 報が含まれる項(16、26、56の2、57、87、116の 項) (2)番号法別表第2の主務省令で定める事務お よび情報を定める命令 第12条、19条、30条、31条、44条、59条の2 2 情報照会の根拠 (1)番号法別表第2 第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、 事務の内容に障害福祉事務関係情報が含まれ る項(10、11、12、16、20、53、108、109、110の 項) 第1欄(情報照会者)が「都道府県知事」の項の うち、事務の内容に障害福祉事務関係情報が 含まれる項(66、67、68、69、120の項) (2)番号法別表第2の主務省令で定める事務お よび情報を定める命令 第9条、10条、10条の2、12条、14条、27条、37 条、38条、55条、55条の2	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年1月31日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2</p> <p>1 情報提供の根拠 (1)番号法別表第2 第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に障害福祉事務関係情報が含まれる項(16、26、56の2、57、87、116の項) (2)番号法別表第2の主務省令で定める事務および情報を定める命令 第12条、19条、30条、31条、44条、59条の2</p> <p>2 情報照会の根拠 (1)番号法別表第2 第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、事務の内容に障害福祉事務関係情報が含まれる項(10、11、12、16、20、53、108、109、110の項) 第1欄(情報照会者)が「都道府県知事」の項のうち、事務の内容に障害福祉事務関係情報が含まれる項(66、67、68、69、120の項) (2)番号法別表第2の主務省令で定める事務および情報を定める命令 第9条、10条、10条の2、12条、14条、27条、37条、38条、55条、55条の2</p>	<p>番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2</p> <p>1 情報提供の根拠 (1)番号法別表第2 第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に障害福祉事務関係情報が含まれる項(16、26、52、56の2、57、85、87、116の項) (2)番号法別表第2の主務省令で定める事務および情報を定める命令 第12条、19条、30条、31条、44条、59条の2</p> <p>2 情報照会の根拠 (1)番号法別表第2 第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、事務の内容に障害福祉事務関係情報が含まれる項(10、11、12、16、20、53、108、109、110の項) 第1欄(情報照会者)が「都道府県知事」の項のうち、事務の内容に障害福祉事務関係情報が含まれる項(66、67、68、69、120の項) (2)番号法別表第2の主務省令で定める事務および情報を定める命令 第9条、10条、10条の2、12条、14条、27条、37条、38条、55条、55条の2</p>	事後	
平成30年1月31日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ②所属長	叶内 昌志	櫻井 敦	事後	
平成30年4月27日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ①部署	地域福祉部障がい福祉課	地域福祉部障がい福祉課 子ども生活部子ども発達支援課	事後	
平成30年4月27日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ②所属長	櫻井 敦	櫻井 敦 山之内 敦郎	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年4月27日	I 関連情報 8特定個人情報のファイルの取扱いに関する問合せ	郵便番号194-8520 東京都町田市森野2-2-22 担当課:地域福祉部 障がい福祉課 電話:042-724-2136、042-724-2148、042-724-3089 FAX:050-3101-1653	郵便番号194-8520 東京都町田市森野2-2-22 194-0021 東京都町田市中町2-13-14 担当課:地域福祉部 障がい福祉課 子ども生活部子ども発達支援課 電話:042-724-2136、042-724-2148、042-724-3089 042-726-6570 FAX:050-3101-1653 042-726-0454	事後	
平成31年2月28日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	3 知的障害者手帳(愛の手帳)事務 愛の手帳事務は東京都愛の手帳交付要綱によって交付された愛の手帳情報を管理・記録することである。	削除	事後	
平成31年2月28日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	櫻井 敦 山之内 敦郎	地域福祉部障がい福祉課長、子ども生活部子ども発達支援課長	事後	
平成31年2月28日	IV リスク対策		追加	事後	
令和2年9月30日	II 1対象人数 いつ時点の計数か	平成31年1月18日時点	令和1年11月21日時点	事後	
令和2年9月30日	II 2取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年1月18日時点	令和1年11月21日時点	事後	
令和4年3月16日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1号(利用範囲)及び別表第1の8、11、12、34、46、47、84、98項 番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第8条、11条、12条、25条、37条、38条、60条、71条	番号法第9条第1項(利用範囲)及び別表第1の8、11、12、34、46、47、84、98項 番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第8条、11条、12条、25条、37条、38条、60条、71条	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月16日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2</p> <p>1 情報提供の根拠 (1)番号法別表第2 第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に障害福祉事務関係情報が含まれる項(16、26、52、56の2、57、85、87、116の項) (2)番号法別表第2の主務省令で定める事務および情報を定める命令 第12条、19条、30条、31条、44条、59条の2</p> <p>2 情報照会の根拠 (1)番号法別表第2 第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、事務の内容に障害福祉事務関係情報が含まれる項(10、11、12、16、20、53、108、109、110の項) 第1欄(情報照会者)が「都道府県知事」の項のうち、事務の内容に障害福祉事務関係情報が含まれる項(66、67、68、69、120の項) (2)番号法別表第2の主務省令で定める事務および情報を定める命令 第9条、10条、10条の2、12条、14条、27条、37条、38条、55条、55条の2</p>	<p>番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2</p> <p>1 情報提供の根拠 (1)番号法別表第2 第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に障害福祉事務関係情報が含まれる項(16、26、52、56の2、57、85、87、116の項) (2)番号法別表第2の主務省令で定める事務および情報を定める命令 第12条、19条、30条、31条、44条、59条の3</p> <p>2 情報照会の根拠 (1)番号法別表第2 第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、事務の内容に障害福祉事務関係情報が含まれる項(10、11、12、16、20、53、108、109、110の項) 第1欄(情報照会者)が「都道府県知事」の項のうち、事務の内容に障害福祉事務関係情報が含まれる項(66、67、68、69、120の項) (2)番号法別表第2の主務省令で定める事務および情報を定める命令 第9条、10条、10条の2、12条、14条、27条、37条、38条、55条、55条の2</p>	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年12月12日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	<p>地域で暮らす障がい者の生活の質の向上のために、障害福祉サービスや手当、補装具費の支給、日常生活用具の給付等を行っている。以下の事務において、福祉システムに登録されている住所・氏名・生年月日・所得情報などの特定個人情報を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下「番号法」という)に基づき取り扱う。</p> <p>1 障害児サービス事務(児童福祉法) 児童福祉法に基づき、障がい児に対する障害福祉サービスの支給決定を行っている。</p> <p>2 身体障害者手帳事務 身体障害者手帳事務は、身体障害者福祉法によって交付された身体障害者手帳情報を、管理・記録することである。</p> <p>3 障害者手当事務 特別児童扶養手当等の支給に関する法律、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令、特別児童扶養手当の支給に関する法律施行規則、児童扶養手当・特別児童扶養手当法令通達集 平成15年版、障害児福祉手当、特別障害者手当の支給に関する省令に基づき手当の支給事務を行っている。</p> <p>4 自立支援給付事務 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、障がい者に対する障害福祉サービスの支給決定および自立支援医療費の支給、自立支援医療受給者証の交付に関する事務を行っている。障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律によって支給される補装具費の支給事務を行っている。町田市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行に関する条例によって支給される日常生活用具の支給事務を行っている。</p>	<p>町田市は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」、「児童福祉法」、「身体障害者福祉法」、「特別児童扶養手当等の支給に関する法律」、「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(以下「公金受取口座登録法」という。)」及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に基づき以下の事務で特定個人情報を取り扱う。</p> <p>1 自立支援給付事務 ①障がい者に対する障害福祉サービスの支給決定にかかる申請・届出の受理及び審査に関する事務 ②自立支援医療の受給資格の認定にかかる申請・届出の受理及び審査に関する事務 ③補装具費の受給資格の認定にかかる申請・届出の受理及び審査に関する事務 ④申請者負担額が基準額を超過した場合の償還にかかる口座情報の届出の受理及び審査に関する事務</p> <p>2 障害児サービス事務 ①障がい児に対する障害児通所支援及び障害福祉サービスの支給決定にかかる申請・届出の受理及び審査に関する事務 ②申請者負担額が基準額を超過した場合の償還にかかる口座情報の届出の受理及び審査に関する事務</p> <p>3 身体障害者手帳事務 手帳の交付等にかかる申請・届出の受理及び審査に関する事務</p> <p>4 障害者手当事務 ①受給資格の認定にかかる申請・届出の受理及び審査に関する事務 ②手当の支給にかかる口座情報の届出の受理及び審査に関する事務</p>	事前	
令和4年12月12日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1号(利用範囲)及び別表第1の8、11、12、34、46、47、84、98項 番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第8条、11条、12条、25条、37条、38条、60条、71条	番号法第9条第1項(利用範囲)及び別表第1の8、11、12、34、46、47、84、98、101項 番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第8条、11条、12条、25条、37条、38条、60条、71条	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年12月12日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2</p> <p>1 情報提供の根拠 (1)番号法別表第2 第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に障害福祉事務関係情報が含まれる項(16、26、52、56の2、57、85、87、116の項) (2)番号法別表第2の主務省令で定める事務および情報を定める命令 第12条、19条、30条、31条、44条、59条の2</p> <p>2 情報照会の根拠 (1)番号法別表第2 第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、事務の内容に障害福祉事務関係情報が含まれる項(10、11、12、16、20、53、108、109、110の項) 第1欄(情報照会者)が「都道府県知事」の項のうち、事務の内容に障害福祉事務関係情報が含まれる項(66、67、68、69、120の項) (2)番号法別表第2の主務省令で定める事務および情報を定める命令 第9条、10条、10条の2、12条、14条、27条、37条、38条、55条、55条の2</p>	<p>番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2</p> <p>1 情報提供の根拠 (1)番号法別表第2 第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に障害福祉事務関係情報が含まれる項(8、16、20、26、53、56の2、57、85、87、108、116の項) (2)番号法別表第2の主務省令で定める事務および情報を定める命令 第12条、19条、30条、31条、44条、59条の3</p> <p>2 情報照会の根拠 (1)番号法別表第2 第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、事務の内容に障害福祉事務関係情報が含まれる項(10、11、12、16、20、53、108、109、110の項) 第1欄(情報照会者)が「都道府県知事」の項のうち、事務の内容に障害福祉事務関係情報が含まれる項(66、67、68、69、120の項) 第1欄(情報照会者)が「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条に規定する特定公的給付の支給を実施する行政機関の長等」の項のうち、事務の内容に特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報が含まれる項(121の項) (2)番号法別表第2の主務省令で定める事務および情報を定める命令 第9条、10条、10条の2、12条、14条、27条、37条、38条、55条、55条の2 (3)公金受取口座登録法 第2条第2項</p>	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年4月1日	表紙 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言 特記事項	町田市個人情報保護条例 第1条 この条例は、市民が自己に関する個人情報の主体であることにかんがみ、市民の自己に関する個人情報の開示、訂正、利用の中止等を求める権利を保障するとともに、個人情報の適正な取扱いを確保することにより個人情報の保護し、もって市民の基本的人権の擁護と、市民の信頼に裏付けられた人間尊重の市政を実現することを目的とする。	(削除)	事後	
令和7年4月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	総務部 市政情報課	総務部 法務課	事後	